【県外学校用】 公立高等学校生徒等奨学給付金の申請について

岩手県教育委員会では、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、保護者等全員の道

府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯を対象に、公立高等学校生徒等 奨学給付金を給付しています(返済は不要です。)。

(家計急変により、経済的な理由から道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当となる世帯を含 みます。)

給付対象となる世帯

令和7年7月1日現在で、次の(1)から(4)のすべてに該当する世帯

- (1) 高校生等が公立の高等学校等(高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(1年~3年)、 専修学校高等課程等)に在学していること。
- (2) 保護者等が岩手県内に居住していること。
 - ※保護者等が県外に居住している場合は保護者等の居住地の都道府県に申請することとなります。 各都道府県のお問合せ先は、事務室にお問い合わせいただくか、文部科学省ホームページ「高校生等奨学 給付金のお問合せ先一覧」を御確認ください。
- (3) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。
 - ※保護者等が父母以外の場合は必ず御確認ください。
- (4) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯(家計急変により非 課税相当である世帯を含む)又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。
 - ※道府県民税所得割及び市町村民税所得割は、課税証明書・住民税納税通知書・納税義務者用の特別徴収税 額決定通知書等で確認できます。

2 生徒一人当たりの支給額

| | 対 象 者 | 国公立 (年額) | (参考) 私立(年額) |
|-------------------|---------------|-------------|----------------|
| 生活保護受給世帯 の高校生等 | 全日制•定時制•通信制課程 | 32,300円 | 52,600円 |
| 非課税世帯 の高校生等 | 全日制•定時制課程 | 143,700円 | 152,000円 |
| | 通信制課程 | 50,500円 | 52,100円 |

<申請書類の送付先> 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県教育委員会事務局教育企画室総務担当 電話 019-629-6109

3 申請手続き

次の書類を岩手県教育委員会事務局教育企画室へ令和7年9月30日までに郵送等により提出してください。

【注意事項】

受給資格の判定にあたって、住民税の情報による所得確認が必要になります。事前に確定申告 や年末調整の手続きが必要ですので、ご留意ください。

また、確定申告や年末調整が不要の方も、所得確認のため、市町村に所得がなかった旨の申告が必要な場合がありますので、必要に応じ、居住している市町村等にご確認ください。

(1) 必ず提出する書類

- ① 奨学給付金給付申請書(様式第1号)
- ② 在学証明書(様式第2号)
- ③ 振込口座届(様式第5号)(<u>諸会費振替口座以外の場合は通帳の表紙のコピーを添付</u>ください。) ※申請者本人名義の口座を記載してください。

(2) 認定区分に応じて提出する書類

| 対象者 | 提出書類 | |
|-------------------------------------|--|--|
| 〇生活保護(生 業扶助)受給世 帯の高校生等 | 広域振興局又は市福祉事務所が交付する7月1日現在で生活保護(生業扶助)を受給していることを確認できる生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(参考様式-2) | |
| 〇上記を除く 非課税世帯の 高校生等 | 保護者等のマイナンバーカード等の写し又は、令和7年度県民税・市町村民税課税 (非課税)証明書等の写し ※1 | |
| ○家計急変に より非課税に 相当する世帯 の高校生等 | ① 保護者等の家計急変の発生事由を証明できる書類 (離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告書・破産宣告通知書・廃業等届出) | |
| | ② 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 ※2 (家計急変前の課税証明書の写し等及び家計急変後の給与証明書(参考様式-5)・ 直近の給与明細(3か月分)・税理士又は公認会計士の作成した証明書類等) | |
| | ③ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類 (扶養誓約書(参考様式-3)、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等) | |

- ※1 「所得確認のための提出書類一覧表」により対象書類を確認し、提出してください。
- ※2 給与見込証明書は、令和7年7月1日から向こう1年間分の給与見込が証明されているものを提出してください。

4 支給方法

審査により支給が決定された場合、令和7年10月末までを目途に届出の口座に振り込みます。

※ 事務処理の関係上、給付が11月以降となる場合もございますので、ご了承ください。

5 その他

- (1) 事実と異なる内容の申請を行ない、給付を受けた場合は全額返還となりますので注意願います。
- (2) 新入生を対象とした前倒し給付に申請しなかった方や給付対象とならなかった方も、申請することができます。
- (3) 災害等により制服が破損・毀損し、再度制服の購入が必要である場合に受けられる給付があります。 詳細を知りたい方や、申請を希望する方は担当者までご相談ください。